

国立大学法人奈良教育大学国際交流推進室要項

平成24年2月16日  
制 定

改正 平成24年 2月22日規則第17号

改正 平成27年 3月27日規則第28号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

改正 平成30年 4月25日規則第12号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学国際交流推進室（以下「国際交流推進室」という。）を置く。

(任務)

第2条 国際交流推進室は、国際交流に関する次に掲げる事項に関し分析・企画及び立案を行い、執行する。

- 一 国際交流の基本方針に関すること。
- 二 国際交流の推進に関すること。
- 三 学生の海外派遣及び留学生の受入れに関すること。
- 四 その他国際交流、学生の派遣及び留学生に関し必要なこと。

(組織)

第3条 国際交流推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- 一 副学長（国際交流・地域連携担当）
- 二 学長補佐（国際交流担当）
- 三 留学生担当教員
- 四 学長が指名する教員 若干名
- 五 学生支援課長
- 六 学長が指名する者 若干名

2 前項第四号及び第六号の室員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第四号及び第六号に掲げる室員の任期は、室長の任期の範囲内における2年以内とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合に補充された室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任の禁止)

第5条 第3条第1項第四号に掲げる委員は、自己評価委員会、財務委員会、施設整備委員会、学術研究推進委員会、人事委員会、教務委員会、教育実習委員会及び学生委員会の「教授会において選出された者」として選出される委員を兼ねることはできない。

(室長)

第6条 国際交流推進室に室長を置き、副学長（国際交流・地域連携担当）をもって充て

る。

(副室長)

第7条 国際交流推進室に副室長を置き、学長補佐(国際交流担当)をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、国際交流推進室の業務を処理する。

(室員会議)

第8条 室員会議は、副室長が議長となり、運営を行う。

(専門部会)

第9条 室員会議は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は別に定める。

(ワーキンググループ)

第10条 室員会議は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して、必要な事項は別に定める。

(室員以外の者の出席)

第11条 室員会議は、必要に応じて室員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第12条 国際交流推進室において成案を得たときは、学長に報告する。

(教授会の審議)

第13条 第2条第1項第三号に関する重要な事項については、教授会の議を経なければならない。

(教員の負担軽減)

第14条 室員である教員に対しては、学長が必要と認めた場合、負担軽減の措置を行う。

(事務の処理)

第15条 国際交流推進室に関する事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、国際交流推進室の運営に関し必要な事項は室長が定める。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第17号)

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第28号)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第39号)

この要項は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成30年規則第12号)

この要項は、平成30年4月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。